

令和4年（ネ）第4956号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告）*1 ██████████

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

東京高等裁判所第24民事部御中

5

2023年2月16日

控訴人 意見陳述要旨

控訴人訴訟代理人弁護士 児玉晃一 10

第1 原判決が死亡との因果関係を認めなかったことについて

原判決は、東日本入管センター職員らの救護義務違反は認めながら、██████さんの死亡との因果関係は認められないと判断しました。

しかし、本件は、自分の意思で入退院できる病院での死亡事件とは異なります。国家権力により強制的に拘禁された環境下において、██████さんが頼れるのは、入管職員しかいませんでした。 15

██████さんは、2014年3月29日*2午後6時5分ころには、「要件あり」と書かれたボードをカメラに向けていました（甲28・ビデオ4秒以下）。これが、異変があったとき職員に知らせるための合図だったと思われます。ところが、午後7時11分ころ（甲28・ビデオ6分37秒以後）は、そのような合図すらできず、大声で「I'm Dying!!!」と絶叫するばかりでした。██████さんにとって、助けを求める手段は大声で入管職員を呼ぶことしかありませんで 20

*1 以下、控訴人（一審原告）は単に「一審原告」、被控訴人（一審被告）は「一審被告」とします。

*2 以下、特記しない限り、時刻は同日のものです。

した。そして、その声に応じて、彼の命を救えたのは東日本入管センターの職員らしかいなかったのです。そのような状況下で命を落とした■■■■さん。■■■■さんにとって、東日本入管センターの職員らは、文字通りの命綱だったのです。なぜ、■■■■さんを強制的に拘禁し、彼が生き続けるためには入管職員らに頼るしかなかった状況に追い込んだ張本人である国が、その死について責任を免れるのでしょうか。

5

間違っています。

この、素朴な疑問に答えているのが、国連の自由権規約委員会が作成した生命の権利に関する一般的意見36です。

10

その第29パラグラフは、「不自然な状況下で拘留中に起こる人命の喪失は、国家機関による恣意的な生命のはく奪であると推定される。それは、第6条の義務を国が順守していることを証明する厳密な捜査に基づいてのみ反証が可能となる。」としています。

15

■■■■さんが亡くなった後、搬出する病院を選んだのも国、解剖を実施したのも国です。遠くカメルーンにいるご遺族には手の届かないところで、裁判の相手方となるべき国がご遺体を100パーセント、コントロールできる立場にあったのです。

それなのに、原判決は救急搬送義務違反と死亡との因果関係について、厳密な立証を要求し、因果関係は認められないとしたのでした。

20

それが許されるのであれば、国は今後も施設で死にそうな方については、あえて放置し、亡くなった後も発見を遅らせて正確な死因の判定が困難な状況に持ち込むことができてしまいます。そうさせないためにも、国の拘禁施設内で死亡した場合には、国に責任がないことを立証しない限り、国の責任を認めるべきです。

25

控訴人
意見陳述要旨

第2 控訴審における国の主張についても、

控訴審になって、国は、XXXXXXXXさんの最初の絶叫は聞こえなかった、だから仕方なかったのだという主張を始めました。

また、医師の指示に従って容態観察を続けていたのであり、救急搬送をするのはもっと重篤な状態になってからでよいのだ、という趣旨の主張もしています。

5

見殺しにすれば良かった、とでもいうのでしょうか。

第3 最後に

10

この事件では、一審、そして控訴審を通じて、非常に大量の主張や証拠が交わされています。

ですが、私は、この事件の本質は大変シンプルなものだと思うのです。

外に出ることも、自由に電話をすることも許されない拘禁施設の中で、突然死であればともかく、そうではない状況で死亡したことについて、拘禁していた国が死亡についての責任を問われないことがあり得るかどうかです。

15

裁判所におかれては、是非、改めてビデオをご覧頂きたいです。国の施設内で、私たちと同じ人間であるXXXXXXXXさんを、在留資格がないからといってこんな状況に追い込んでしまった国を許容してよいのか、それでも近代国家と言えるのかが問われているのです。

20

以上